

久御山町農業委員会会議録

1. 開催日時 令和4年3月3日(木)午後1時30分

2. 開催場所 久御山町役場 議会棟4階 特別会議室

3. 出席委員

1番	村田正己
3番	久乗清和
4番	上田幸子
5番	上田隆健
6番	中村日出美
7番	田中壽嗣
8番	内田裕夫
9番	石塚義博
10番	辻村忠雄
11番	南和弘
12番	芳川清志
14番	森一博
15番	井上文彦
16番	神原均
17番	内田孝司
18番	川嶋久治
19番	吉田武
20番	林吉一

4. 欠席委員

2番	山口吉広
13番	林勉

5. 会議録署名委員 5 番 上 田 隆 健
 6 番 中 村 日 出 美

6. 委員会に職務のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局局長	山 澤 貴 志 子
農業委員会事務局	籾 内 雄 基
農業委員会事務局	高 橋 華 寿 紀
農業委員会事務局	三 宅 七 聖

7. 議 事

- | | |
|---------|-----------------------------------------------|
| 議案第 1 号 | 久御山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」制定について |
| 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(3 条許可) |
| 議案第 3 号 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定について (利用権設定) |
| 議案第 4 号 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定について (農地中間管理権) |
| 議案第 5 号 | 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の決定について (利用権転貸) |
| 報告第 1 号 | 2 アール未満の農業用施設建築 (設置) 届出について (農業用施設) |
| 報告第 2 条 | 農地法第 1 8 条第 6 項による賃貸借契約合意解約の通知について (賃貸借合意解約) |

8. 会議の経過

(事務局長)

それでは、令和4年第3回久御山町農業委員会定例総会を始めさせていただきます。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードにするなど、音が出ないようにご配慮をお願いいたします。

本日は山口委員と林勉委員が欠席をされますので報告させていただきます。本日の出席委員は、農業委員が14名中12名、農地利用最適化推進委員が6名中6名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。

また、さる2月25日に実施いたしました現地調査委員名を報告させていただきます。なお、敬称は省略とさせていただきます。

- 8番 内田裕夫職務代理者
- 15番 井上委員
- 16番 神原委員
- 20番 林吉一委員

事務局2名により実施をしております。

それでは、開催にあたりまして田中会長よりごあいさつをお願いいたします。

(会長)

会長あいさつ

それでは、資料に基づきまして進めまいります。

本日の議案は、

- 議案第1号 久御山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の制定について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(3条許可) 2件
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(利用権設定) 16件
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について(農地中間管理権) 1件

(会長)

議案第5号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について（利用権転貸）	1件
報告第1号	2アール未満の農業用施設建築（設置）届出について（農業用施設）	2件
報告第2号	農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について（賃貸借合意解約）	2件

以上です。どうぞよろしく、ご審議のほうお願いを申し上げます。

それでは、議事に入る前に、本日の議事録の署名委員を指名をいたします。5番の上田隆健委員、6番の中村委員、どうぞよろしくをお願いをいたします。

それでは、議案第1号から始めます。議案第1号久御山町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」制定について」を議題といたします。まず事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第1号について議案書1ページから4ページをご覧ください。

(議案第1号の説明)

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、事務局のほうから議案第1号の説明がございました。詳細については以前にありましたので、今回は省略という形での提案でございます。

これにつきまして皆さん方、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第1号のとおり指針を制定することに、可とすることに賛成の委員さんの挙手をお願いいたします。委員さんの挙手をお願いいたします、全員、よろしいですか。

それでは、全員の委員さんの挙手がございました。よって、議案第1号のとおり指針を制定することといたします。

続きまして、議案第2号のほうに入ります。議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、3条許可を議題といたします。

それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いをいたします。

(●●●委員)

報告させていただきます。議案第2号受付番号6と受付番号7の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

該当地については、特に問題ないものと思われま
す。以上です。

(会長)

続きまして、議案第2号受付番号6、この案件につ
きまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号6について議案書5
ページをご覧ください。内容については記載のとおりで
す。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成
いたしました農地法第3条調書については、議案書6
ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の
1ページと2ページをご覧ください。

会長よろしくお願いたします。

(会長)

議案第2号受付番号6のこの案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか、3条の生前贈与ですけど、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第2号受付番号6を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号受付番号7、この案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第2号受付番号7について議案書7ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、農地法第3条第2項の判断基準に基づき作成いたしました農地法第3条調書については、議案書8ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の3ページと4ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第2号受付番号7、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

これも生前贈与ですけど、よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは、採決に入ります。議案第2号受付番号7を許可することに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、許可することに決定をいたします。

(会長)

す。

続きまして、議案第3号に入ります。議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決定について、利用権の設定を議題といたします。

それではまず、議案第3号受付番号10から受付番号22の案件について、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いをいたします。

(●●●委員)

議案第3号受付番号10から受付番号22の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

沢山の案件でしたが、該当地には、特に問題ないものと思われます。以上でございます。

(会長)

ご苦労様でございました。続きまして、議案第3号受付番号10、この10の案件につきまして、まずは事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号10について、議案書9ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書10ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の5ページをご覧ください。

会長よろしくお願いたします。

(会長)

議案第3号受付番号10、この案件につきまして、ご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号10につきまして、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号11の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号11について、議案書11ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書12ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の6ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号11、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号11について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号12の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号12について、議案書13ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況

(事務局)

等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書14ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の7ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号12につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号12について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号13の案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号13について、議案書15ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書16ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の8ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号13につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいか。特にご意見ご質問もないようでございます。

(会長)

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号13について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定します。

続きまして、議案第3号受付番号14から16ですね、16の3件につきましては、借り手が同じですので、まとめて審議をします。事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号14について議案書17ページ上段をご覧ください。

次に、議案第3号受付番号15について議案書17ページ下段をご覧ください。

続きまして、議案第3号受付番号16について議案書18ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書19ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の9ページ、10ページ、11ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号14から受付番号16、この3件につきましては、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号14から受付番号16の3件について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

(会長)

続きまして、議案第3号受付番号17、17に入ります。受付番号17は報告第2号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について、受付番号3と関連する内容ですので、まとめて審議をします。まず事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号17について説明する前に、関連する内容として、報告第2号農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知について受付番号3を先に報告します。

報告第2号受付番号3について、議案書39ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらにつきましても、所有者のほうが悪くなったため、農地を相続された方が内容を見直すにあたり一旦解約し、再び利用権設定をされる案件です。解約後は1筆のみ自ら耕作され、残りの4筆につきましても、条件を変更して同じ方に貸されます。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の12ページをご覧ください。

本件については、令和4年2月25日付けで会長専決し、届出の受理をさせていただきましたことを申し添えておきます。

改めまして、議案第3号受付番号17について、議案書20ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。こちらが、見直された条件で再び利用権設定をされる案件になります。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書21ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の先ほどと同じく12ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

審議案件、議案第3号受付番号17、及び報告第2号受付番号3につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号17について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

続きまして、議案第3号受付番号18、この案件について、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号18について、議案書22ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書23ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の13ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号18、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号18について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(会長)

続きまして、議案第3号受付番号19から受付番号22について、借り手が同じですので、まとめて審議をします。事務局より説明のほうを願います。

(事務局)

案件の説明の前になんですけども、議案第3号受付番号20につきましては、この総会の、定例総会の前に取り下げのほうをされましたので、欠番とさせていただきます。

改めまして、議案第3号受付番号19について議案書24ページをご覧ください。

次に、議案第3号受付番号21について議案書25ページ上段をご覧ください。

続きまして、議案第3号受付番号22について議案書25ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書26ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の14ページ、15ページ、16ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号19から22、20番が欠番となっているということで、事務局から説明がございました。19から22の案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号19から受付番号22について、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

よろしいですか、全員挙手。よって、可とすること

(会長)

に決定をします。

これから審議をしていただく議案第3号受付番号23につきましては、●●委員に関する案件ですので、久御山町農業委員会会議規則第20条に基づき、退室のほうよろしくお願いをいたします。

(●●委員 午後1時51分 退席)

(会長)

それでは、議案第3号受付番号23の案件につきまして、現地調査の報告を調査委員、お願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号23の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われ
ます。

(会長)

ご苦労様でした。続きまして、議案第3号受付番号23、この案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第3号受付番号23について、議案書27ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書28ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の17ページをご覧ください。

会長よろしくお願いたします。

(会長)

議案第3号受付番号23、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

(会長)

よろしいですか。特にご意見ご質問ないようでございますので、採決に入ります。議案第3号受付番号23、この案件につきまして、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

(●●委員 午後1時52分 入室)

(会長)

それでは、議案第3号受付番号24の案件について、審議をしたいと思っております。本日は●●委員が欠席ですので、このまま進めてまいりたいと思っております。現地調査の報告を調査委員、よろしくをお願いいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号24の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

本件該当地については、特に問題ないものと思われま

(会長)

続きまして、議案第3号受付番号24の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号24について、議案書29ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書については、議案書30ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の18ページをご覧ください。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号24、この案件につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいか。特にご意見ご質問もないようでございます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号24につきまして、可とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をいたします。

これから審議をしていただく議案第3号受付番号25と受付番号26、及び議案第4号受付番号1、及び議案第5号受付番号1につきましては、●●委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づきまして、退室のほうをよろしくお願いをいたします。

(●●委員 午後1時53分 退席)

(会長)

それでは、議案第3号受付番号25と受付番号26について、借り手が同じですので、まとめて審議をします。それではまず、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願いをいたします。

(●●委員)

議案第3号受付番号25と受付番号26の案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。本件該当地については、特に問題ないと思われます。以上です。

(会長)

ご苦労様でした。続きまして、議案第3号受付番号25と受付番号26の案件につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

議案第3号受付番号25について、議案書31ページの
上段をご覧ください。

次に、議案第3号受付番号26について議案書31
ページ下段をご覧ください。内容については記載のとおり
です。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況
等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書につい
ては、議案書32ページをご覧ください。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の
19ページ、20ページ、21ページをご覧ください。
会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第3号受付番号25と受付番号26、この2件
につきまして、何かご意見ご質問はございませんか。

よろしいですか。特にご意見ご質問もないようでご
ざいます。

それでは採決に入ります。議案第3号受付番号25
と受付番号26について、可とすることに賛成の農業
委員さんの挙手をお願いいたします。

全員挙手。よって、可とすることに決定をします。

続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第
18条第1項の決定について、農地中間管理権と議案
第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の決
定について、利用権転貸、この2件につきまして、関
連する内容ですので、まとめて審議をします。

それでは、議案第4号及び議案第5号の案件につ
きまして、現地調査の報告を調査委員、よろしくお願
いをいたします。

(●●委員)

議案第4号受付番号1と議案第5号受付番号1の
案件につきまして、現地調査の報告をさせていただきます。

(●●委員)

本件該当地については、特に問題ないと思われ
ます。以上です。

(会長)

続きまして、議案第4号受付番号1と議案第5号受
付番号1につきまして、事務局より説明を願います。

(事務局)

それでは、議案第4号受付番号1について議案書3
3ページをご覧下さい。内容については記載のとおり
です。本件につきましては、地主のほうから京都府農
業会議に貸し付ける案件となっております。

次に、議案第5号受付番号1について議案書34ペ
ージをご覧下さい。内容については、こちらのほうも
記載のとおりとなっております。こちらの案件のほう
が、京都府の農業会議から借り手さんのほうに又貸し
される内容となっております。

また、利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況
等及び農業経営基盤強化促進法第18条調書につい
ては、議案書35ページをご覧下さい。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の
22ページをご覧下さい。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

議案第4号受付番号1と議案第5号受付番号1、こ
の2件につきまして、何かご意見ご質問はございま
せんか。

よろしいか。特にご意見ご質問もないようござい
ます。

それでは採決に入ります。議案第4号受付番号1及
び議案第5号受付番号1、この2件につきまして、可
とすることに賛成の農業委員さんの挙手をお願いい
たします。

全員挙手。よって、議案第4号受付番号1及び議案
第5号受付番号1については、可とすることに決定を

(会長)

いたします。

(●●委員 午後2時00分 入室)

(会長)

それでは本日の審議につきましては、これで全て終わりたいと思います。これより報告案件に入ります。報告第1号受付番号1、2アール未満の農業用施設建築設置届出についてを事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第1号受付番号1について議案書36ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。所在地については、詳細地図及び該当農地の写真23ページをご覧ください。本件につきましては、令和4年2月15日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。会長よろしくお願ひします。

(会長)

ただ今の報告第1号受付番号1、この案件につきましては何か、ご意見等ございませんか。よろしいですか。特にないようですので、続きまして、報告第1号受付番号2を事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第1号受付番号2について議案書37ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。所在地については、詳細地図及び該当農地の写真24ページをご覧ください。本件につきましては、令和4年2月15日付けで会長専決し、届出者に対して受理通知書を発行いたしましたことを申し添えておきます。会長よろしくお願ひします。

(会長)

報告第1号受付番号2につきまして、何かご意見等、ご質問等はございませんか、よろしいか。

特にないようですので、続きまして、報告第2号受付番号2、農地法第18条第6項による賃貸借契約合意解約の通知についてを事務局より報告を願います。

(事務局)

報告第2号受付番号2について議案書38ページをご覧ください。内容については記載のとおりです。

所在地については、詳細地図及び該当農地の写真の25ページをご覧ください。

本件につきましては、令和4年2月7日付けで会長専決し、届出を受理いたしましたことを申し添えておきます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

ただ今、報告第2号受付番号2の報告がございましたが、この件につきまして何かご意見等あれば、頂戴をいたしたいと思っておりますがよろしいですか。

特にございませんね。それでは特にご意見ご質問もないようなので、本日より予定をしておりました審議と報告案件につきましては、全て終わりたいと思います。

————— 午後2時03分 終了 —————